

告示（乙）第 2 1 2 号

熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例第 8 条第 2 項に規定する医療機関等の指定について

熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例（平成 1 7 年条例第 1 5 7 号）第 8 条第 2 項に規定する医療機関等を下記のとおり指定したので、熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例第 8 条第 2 項に規定する医療機関等の指定の基準等に関する要綱（令和 4 年 4 月 1 8 日決裁）第 2 条第 2 項の規定により告示する。

記

1 指定した医療機関等

熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例第 8 条第 2 項に規定する医療機関等の指定の基準等に関する要綱第 2 条第 1 項に規定する基準に適合している医療機関、訪問看護事業所及び施術所（柔道整復師法（昭和 4 5 年法律第 1 9 号）第 2 条第 2 項に規定する施術所に限る。）の全て

2 指定の期間

令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 9 年 9 月 3 0 日まで

令和 8 年 1 0 月 1 日

熊谷市長 小 林 哲 也

